

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 5月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

**香川県規則第36号**

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（平成20年香川県規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(建築物の定期報告)</p> <p>第16条 法第12条第1項の規定により知事が指定する特定建築物は、<u>学校の用途に供する特定建築物で、地階に当該用途に供する居室部分があるもの、3階以上の階に当該用途に供する部分があるもの又は当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のものとする。</u></p> <p>2 施行規則第5条第1項の規定により知事が定める報告の時期は、<u>次の各号に掲げる建築物の種類に応じ、当該各号に定める時期とする。</u></p> <p>(1) <u>令第16条第1項第1号及び第2号の建築物のうち、地階に当該用途に供する居室部分があるもの又は3階以上を当該用途に供するもので当該用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以上のもの 毎年4月1日から9月30日まで</u></p> <p>(2) <u>令第16条第1項第1号及び第2号の建築物（前号の建築物を除く。）平成28年を始期とし、2年ごとの4月1日から9月30日まで</u></p> <p>(3) <u>令第16条第1項第3号の建築物のうち、ホテル又は旅館の用途に供するもので、地階に当該用途に供する居室部分があるもの又は3階以上を当該用途に供するもので当該用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以上のもの 毎年4月1日から9月30日まで</u></p> <p>(4) <u>令第16条第1項第3号の建築物のうち、次に掲げるもの 平成28年を始期とし、2年ごとの4月1日から9月30日まで</u></p> <p>ア <u>ホテル又は旅館の用途に供する建築物（前号の建築物を除く。）</u></p> <p>イ <u>病院、診療所又は児童福祉施設等の用途に供する建築物で、地階に当該用途に供する居室部分があるもの、3階以上の階に当該用途に供する部分があるもの又は当該用途に供する部分の床面積の合計が600</u></p>	<p>(定期報告を要する特殊建築物の指定等)</p> <p>第16条 法第12条第1項の規定により知事が指定する建築物は、<u>次の表の(あ)欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の規模が(い)欄の当該各項に該当するものとし、施行規則第5条第1項の規定により知事が定める報告の時期は、(う)欄に掲げる時期とする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 30%;">(あ)用途</th> <th style="width: 30%;">(い)規模</th> <th style="width: 35%;">(う)報告の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="vertical-align: top;">劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場</td> <td style="vertical-align: top;">地階に当該用途に供する居室部分があるもの又は3階以上を当該用途に供するもので当該用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以上のもの</td> <td style="vertical-align: top;">毎年7月1日から9月30日まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="vertical-align: top;">地階に当該用途に供する居室部分があるもの若しくは3階以上を当該用途に供するもので当該用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル未満のもの又は当該用途に供する客席部分の床</td> <td style="vertical-align: top;">昭和48年を始期とし、2年ごとの7月1日から9月30日まで</td> </tr> </tbody> </table>		(あ)用途	(い)規模	(う)報告の時期	1	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場	地階に当該用途に供する居室部分があるもの又は3階以上を当該用途に供するもので当該用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以上のもの	毎年7月1日から9月30日まで			地階に当該用途に供する居室部分があるもの若しくは3階以上を当該用途に供するもので当該用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル未満のもの又は当該用途に供する客席部分の床	昭和48年を始期とし、2年ごとの7月1日から9月30日まで
	(あ)用途	(い)規模	(う)報告の時期										
1	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場	地階に当該用途に供する居室部分があるもの又は3階以上を当該用途に供するもので当該用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以上のもの	毎年7月1日から9月30日まで										
		地階に当該用途に供する居室部分があるもの若しくは3階以上を当該用途に供するもので当該用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル未満のもの又は当該用途に供する客席部分の床	昭和48年を始期とし、2年ごとの7月1日から9月30日まで										

平方メートル以上のもの

(5) 令第16条第1項第3号の建築物（前2号の建築物を除く。） 平成28年を始期とし、3年ごとの4月1日から9月30日まで

(6) 令第16条第1項第4号の建築物 平成28年を始期とし、3年ごとの4月1日から9月30日まで

(7) 令第16条第1項第5号の建築物のうち、百貨店、マーケット、展示場又は物品販売業を営む店舗の用途に供するもので、地階に当該用途に供する居室部分があるもの又は3階以上を当該用途に供するもので当該用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以上のもの 毎年4月1日から9月30日まで

(8) 令第16条第1項第5号の建築物（前号の建築物を除く。） 平成28年を始期とし、2年ごとの4月1日から9月30日まで

(9) 前項の特定建築物 平成28年を始期とし、3年ごとの4月1日から9月30日まで

		<u>面積の合計が200平方メートル（屋外観覧席にあつては1,000平方メートル）以上のもの</u>	
2	<u>百貨店、マーケット、展示場又は物品販売業を営む店舗</u>	<u>地階に当該用途に供する居室部分があるもの又は3階以上を当該用途に供するもので当該用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以上のもの</u>	<u>毎年7月1日から9月30日まで</u>
		<u>地階に当該用途に供する居室部分があるもの若しくは3階以上を当該用途に供するもので当該用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル未満のもの又は当該用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの</u>	<u>昭和48年を始期とし、2年ごとの7月1日から9月30日まで</u>
3	<u>ホテル又は旅館</u>	<u>地階に当該用途に供する居室部分があるもの又は3階以上を当該用途に供するもので当該用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以上のもの</u>	<u>毎年7月1日から9月30日まで</u>
		<u>地階に当該用途に供する居室部分があるもの若しくは3階以上の階に当該用途に供する部分があるもので当該用途に供する</u>	<u>昭和48年を始期とし、2年ごとの7月1日から9月30日まで</u>

		部分の床面積の合計が1,500平方メートル未満のもの又は当該用途に供する部分の床面積の合計が600平方メートル以上のもの	
4	病院、診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）又は児童福祉施設等（入所施設を有するものに限る。）	地階に当該用途に供する居室部分があるもの、3階以上の階に当該用途に供する部分があるもの又は当該用途に供する部分の床面積の合計が600平方メートル以上のもの	昭和48年を始期とし、2年ごとの9月1日から11月30日まで
5	公衆浴場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、待合、料理店又は飲食店	地階に当該用途に供する居室部分があるもの、3階以上の階に当該用途に供する部分があるもの又は当該用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの	昭和48年を始期とし、2年ごとの9月1日から11月30日まで
6	学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	地階に当該用途に供する居室部分があるもの、3階以上の階に当該用途に供する部分があるもの又は当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	昭和48年を始期とし、3年ごとの9月1日から11月30日まで
7	寄宿舎	地階に当該用途に供する居室部分があるもの、3階以上の階に当該用途に供する部分があるもの又は当該用途に供する部分の床面積の合計が600平方メートル以上のもの	昭和48年を始期とし、3年ごとの9月1日から11月30日まで

### 3・4 略

(建築設備等及び昇降機等の定期報告)

第17条 法第12条第3項の規定により知事が指定する特定建築設備等は、令第16条第1項各号に掲げる建築物又は前条第1項の特定建築物に設けたもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)～(3) 略

2 施行規則第6条第1項の規定により知事が定める報告の時期は、次の各号に掲げる建築設備等の種類に応じ、当該各号に定める時期とする。

(1) 令第16条第3項第1号の昇降機 当該昇降機の設置者が法第7条第5項又は法第7条の2第5項(これらの規定を法第87条の2において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受けた日(平成28年6月1日前に設置した小荷物専用昇降機にあっては、当該小荷物専用昇降機を設置した日)の属する月に相当する毎年の当該月の前1月間

(2) 令第16条第3項第2号の防火設備 毎年4月1日から9月30日まで

(3) 前項の特定建築設備等 毎年4月1日から9月30日まで(建築設備等(昇降機及び遊戯施設を除く。)の定期検査報告における検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件(平成20年国土交通省告示第285号)第1に規定する検査の項目については、平成28年を始期とし、3年ごとの4月1日から9月30日まで)

3 施行規則第6条の2の2第1項の規定により知事が定める報告の時期は、毎年2月1日から3月31日まで(ウォータースライド(令第138条第2項第2号の遊戯施設のうち、水を流した水路を人が直接滑走するものをいう)にあっては、毎年4月1日から5月31日まで)とする。

4 施行規則第6条第4項及び施行規則第6条の2の2第4項の規則で定める書類は、各階平面図に建築設備等又は昇降機等の位置を明記したものとす。ただし、法第12条第3項(法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による報告が前回の報告と変更がない場合は、この限りでない。

5 施行規則第6条第3項及び施行規則第6条の2の2第3項の報告書及び検査結果表は、報告の日前3月以内に検査し、作成したものでなければな

### 2・3 略

(定期報告を要する建築設備等の指定)

第17条 法第12条第3項の規定により知事が指定する昇降機は、次に掲げるもの(1戸建て等の個人住宅に設置されたものを除く。)とする。

(1) エレベーター

(2) エスカレーター

2 法第12条第3項の規定により知事が指定する建築設備は、前条第1項の表に掲げる建築物に設けたもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)～(3) 略

3 法第88条第1項において準用する法第12条第3項の規定により知事が指定する昇降機等は、次に掲げるものとする。

(1) 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)

(2) ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設

(3) メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの

らない。

(定期報告に係る建築物等の廃止等)

第18条 令第16条第1項各号に掲げる建築物若しくは第16条第1項の特定建築物又は令第16条第3項第2号の防火設備若しくは前条第1項の特定建築設備等の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。以下同じ。）は、これらの使用を廃止し、又は休止したときは、速やかに、建築物等廃止（休止）届出書（第12号様式）を知事に提出しなければならない。

2 令第16条第3項第1号の昇降機又は令第138条の3の昇降機等の所有者は、これらの使用を廃止し、又は休止したときは、速やかに、昇降機等廃止（休止）届出書（第13号様式）を知事に提出しなければならない。

(建築設備等の定期報告)

第18条 施行規則第6条第1項の規定により知事が定める報告の時期は、次の各号に掲げる建築設備等の種類に応じ、当該各号に定める時期とする。

(1) 前条第1項の昇降機 当該昇降機の設置者が法第7条第5項又は法第7条の2第5項（これらの規定を法第87条の2において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月に相当する毎年の当該月の前1月間

(2) 前条第2項の建築設備 毎年7月1日から11月30日まで（建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く。）の定期検査報告における検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第285号）第1に規定する検査の項目については、昭和48年を始期とし、3年ごとの7月1日から11月30日まで）

(3) 前条第3項の昇降機等 毎年2月1日から3月31日まで（ウォータースライド（同項第2号に掲げる遊戯施設のうち、水を流した水路を人が直接滑走するものをいう。）にあつては毎年4月1日から5月31日まで）

2 施行規則第6条第4項の規則で定める書類は、各階平面図に建築設備等の位置を明記したものとする。ただし、法第12条第3項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による報告が前回の報告と変更がない場合は、この限りでない。

3 施行規則第6条第3項の報告書及び検査結果表は、報告の日前3月以内に検査し、作成したものでなければならない。

4 第16条第1項の建築物又は前条第2項の建築設備の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。以下同じ。）は、当該建築物又は建築設備の使用を廃止し、又は休止したときは、速やかに、建築物等廃止（休止）届出書（第12号様式）を知事に提出しなければならない。

5 前条第1項の昇降機又は同条第3項の昇降機等の所有者は、当該昇降機又は昇降機等の使用を廃止し、又は休止したときは、速やかに、昇降機等廃止（休止）届出書（第13号様式）を知事に提出しなければならない。

第12号様式（第18条関係）

（日本工業規格A列4番）

建築物等廃止（休止）届出書

建築基準法第12条第1項又は第3項の規定の適用を受ける建築物又は建築設備等の廃止（休止）をしたので、建築基準法施行細則第18条第1項の規定により届け出ます。

香川県知事 殿

年 月 日

届出者 住所

氏名 ㊟

（法人にあつては、その  
主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名）

電話番号

1	所有者の住所・氏名	
2	管理者の住所・氏名	
3	建築物等の概要	所在地
		名称
		用途
	規模等	
4	確認済証交付者 確認年月日及び番号	年 月 日 第 号
5	検査済証交付者 検査済証交付年月日及び番号	年 月 日 第 号
6	前回調査年月日	年 月 日
7	建築物等の状況	<input type="checkbox"/> 廃止（ <input type="checkbox"/> 解体撤去 <input type="checkbox"/> 滅失） <input type="checkbox"/> 休止
8	7の状況に至った年月日	年 月 日
9	廃止（休止）の理由	
10	廃止年月日又は 休止期間	廃止年月日： 年 月 日
		休止期間： 年 月 日～ 年 月 日
11	その他必要な事項	
※受付欄		

注意 1 ※欄は記入しないでください。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第12号様式（第18条関係）

（日本工業規格A列4番）

建築物等廃止（休止）届出書

建築基準法第12条第1項又は第3項の規定の適用を受ける建築物又は建築設備等の廃止（休止）をしたので、建築基準法施行細則第18条第4項の規定により届け出ます。

香川県知事 殿

年 月 日

届出者 住所

氏名 ㊟

（法人にあつては、その  
主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名）

電話番号

1	所有者の住所・氏名	
2	管理者の住所・氏名	
3	建築物等の概要	所在地
		名称
		用途
	規模等	
4	確認済証交付者 確認年月日及び番号	年 月 日 第 号
5	検査済証交付者 検査済証交付年月日及び番号	年 月 日 第 号
6	前回調査年月日	年 月 日
7	建築物等の状況	<input type="checkbox"/> 廃止（ <input type="checkbox"/> 解体撤去 <input type="checkbox"/> 滅失） <input type="checkbox"/> 休止
8	7の状況に至った年月日	年 月 日
9	廃止（休止）の理由	
10	廃止年月日又は 休止期間	廃止年月日： 年 月 日
		休止期間： 年 月 日～ 年 月 日
11	その他必要な事項	
※受付欄		

注意 1 ※欄は記入しないでください。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第13号様式（第18条関係）

（日本工業規格A列4番）

昇降機等廃止（休止）届出書

建築基準法第12条第3項の規定の適用を受ける昇降機又は昇降機等の廃止（休止）をしたので、建築基準法施行細則第18条第2項の規定により届け出ます。

香川県知事

殿

年 月 日

届出者 住所

氏名

Ⓜ  
（法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名）

電話番号

1	所有者の住所・氏名	
2	管理者の住所・氏名	
3	建築物等の概要	所在地
		名称
		用途
		規模等
4	確認済証交付者 確認年月日及び番号	年 月 日 第 号
5	検査済証交付者 検査済証交付年月日及び番号	年 月 日 第 号
6	前回調査年月日	年 月 日
7	昇降機等の概要	種類
		用途
		積載量・定員
		定格速度
	整理番号	
8	昇降機等の状況	<input type="checkbox"/> 廃止（ <input type="checkbox"/> 解体撤去 <input type="checkbox"/> 滅失） <input type="checkbox"/> 休止
9	8の状況に至った年月日	年 月 日
10	廃止（休止）の理由	
11	廃止年月日又は休止期間	廃止年月日： 年 月 日 休止期間： 年 月 日～ 年 月 日
12	その他必要な事項	
※	受付欄	

注意 1 ※欄は記入しないでください。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第13号様式（第18条関係）

（日本工業規格A列4番）

昇降機等廃止（休止）届出書

建築基準法第12条第3項の規定の適用を受ける昇降機又は昇降機等の廃止（休止）をしたので、建築基準法施行細則第18条第5項の規定により届け出ます。

香川県知事

殿

年 月 日

届出者 住所

氏名

Ⓜ  
（法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名）

電話番号

1	所有者の住所・氏名	
2	管理者の住所・氏名	
3	建築物等の概要	所在地
		名称
		用途
		規模等
4	確認済証交付者 確認年月日及び番号	年 月 日 第 号
5	検査済証交付者 検査済証交付年月日及び番号	年 月 日 第 号
6	前回調査年月日	年 月 日
7	昇降機等の概要	種類
		用途
		積載量・定員
		定格速度
	整理番号	
8	昇降機等の状況	<input type="checkbox"/> 廃止（ <input type="checkbox"/> 解体撤去 <input type="checkbox"/> 滅失） <input type="checkbox"/> 休止
9	8の状況に至った年月日	年 月 日
10	廃止（休止）の理由	
11	廃止年月日又は休止期間	廃止年月日： 年 月 日 休止期間： 年 月 日～ 年 月 日
12	その他必要な事項	
※	受付欄	

注意 1 ※欄は記入しないでください。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

附 則

- この規則は、平成28年6月1日から施行する。
- 建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年国土交通省令第10号）附則第2条第4項の規定により読み替えられた建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条第1項の規定により知事が定める報告の時期は、小荷物専用昇降機にあっては平成29年4月1日から平成30年3月31日まで、防火設備にあっては平成29年4月1日から同年9月30日までとする。